【表紙】

【発行登録追補書類番号】 5 - 関東1 - 2

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長 【提出日】 2025年 6 月13日

【会社名】 相鉄ホールディングス株式会社

【英訳名】 Sotetsu Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 滝澤 秀之 【本店の所在の場所】 横浜市西区北幸一丁目 3 番23号

(注)上記は登記上の本店所在地であり、本社業務は下記本社事務

所において行っております。

(本社事務所)横浜市西区北幸二丁目9番14号

【電話番号】 (045)319 - 2043

【事務連絡者氏名】 経営戦略室 課長 馬淵 貴裕 【最寄りの連絡場所】 横浜市西区北幸二丁目 9 番14号

【電話番号】 (045)319 - 2043

【事務連絡者氏名】 経営戦略室 課長 馬淵 貴裕

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 10,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2023年7月7日
効力発生日	2023年 7 月15日
有効期限	2025年 7 月14日
発行登録番号	5 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 80,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
5 - 関東1 - 1	2024年6月7日	10,000百万円	-	
実績合計	額(円)	10,000百万円 (10,000百万円)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】(発行予定額-実績合計額-減額総額) 70,000百万円

(70,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段 ()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出 しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】(発行残高の上限-実績合計額+償還総額-減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債(短期社債を除く。)】

Ⅰ【新規発行任慎(为	
銘柄	相鉄ホールディングス株式会社第46回無担保社債
	(社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の	金10,000百万円
総額(円)	
各社債の金額(円)	金 1 億円
発行価額の総額(円)	金10,000百万円
発行価格(円)	額面100円につき金100円
利率(%)	年1.990%
利払日	毎年6月20日及び12月20日
利息支払の方法	1 . 利息支払の方法及び期限
13/6/2/207374	(1)本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日(以下償還期日という。)までこ
	れをつけ、2025年12月20日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、
	その後毎年 6 月20日及び12月20日の 2 回に各々その日までの前半か年分を支払う。
	(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを
	繰り上げる。
	これを計算する。
	(4)償還期日後は、利息をつけない。
	2.利息の支払場所
 償還期限	2035年6月20日
償還の方法 	1.償還金額
	額面100円につき金100円
	2 . 償還の方法及び期限
	(1) 本社債の元金は、2035年6月20日にその総額を償還する。 (2) 微温期日が銀行は翌日にまたるにませ、そのまれは前銀行営翌日によれる場合に対
	(2) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げ
	る。
	(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関の
	業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、いつでもこれを行うことができ
	る。
	3. 償還元金の支払場所
	別記((注)「11.元利金の支払」)記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつ
	けない。
申込期間	2025年 6 月13日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2025年 6 月20日
振替機関	株式会社証券保管振替機構
	東京都中央区日本橋兜町7番1号
 担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産は
	ない。
│ │財務上の特約(担保提供	当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、ま
制限)	古はは、千は度の不度色次間がリアも様う、千は度が17g、コはか自から流にが17gに次に たは国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、別記「財務上の特約(その他の条項)」
	横で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)のために担保権を設定す
	る場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。
	(したがって、本社債は、当社が国内で既に発行したまたは国内で今後発行する他の無担保
	くしたがうと、本社員は、当社が国内と既に先行したよだは国内とう後先行する他の無理体 社債(ただし、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約さ
	れている無担保社債を除く。)以外の債権に対しては劣後することがある。)

発行登録追補書類(株券、社債券等)

財務上の特約(その他の条項)

本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純 資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特 約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定する ことができる旨の特約をいう。

(注)

1.信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター(以下R&Iという。)からA-(シングルAマイナス)の信用格付を2025年6月13日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ

(https://www.r-i.co.jp/rating/index.html)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I:電話番号 03-6273-7471

2. 各社債の形式

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下社債等振替法という。)第66条第2号の規定に基づき社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき社債券を発行することができない。

3. 社債管理者の不設置

本社債には、会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は本社債を自ら管理し、または債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

- 4.財務代理人ならびに発行代理人及び支払代理人
 - (1) 当社は、株式会社三井住友銀行(以下財務代理人という。)との間に2025年6月13日付相鉄ホールディングス株式会社第46回無担保社債(社債間限定同順位特約付)財務代理契約(以下財務代理契約という。)を締結し、財務代理人に本社債の事務を委託する。
 - (2) 財務代理人は、財務代理契約の定めに従い、当社のために善良なる管理者の注意をもって本社債に係る事務の取扱を行う。
 - (3) 本社債に係る発行代理人及び支払代理人業務は、財務代理人が行う。
 - (4) 財務代理人は、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また、社債権者との間にいかなる代理関係 または信託関係も有していない。
 - (5) 財務代理人を変更する場合には、当社は本(注)6.に定める方法により公告する。
- 5.期限の利益喪失に関する特約
 - (1) 当社は、次のいずれかの場合に該当したときは、ただちに本社債総額について期限の利益を喪失する。

当社が、別記「利息支払の方法」欄第1項または別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

- (2) 前号の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合は、当社はただちにその旨を本(注)6. に定める 方法により公告する。
- 6. 社債権者に通知する場合の公告の方法

EDINET提出書類

相鉄ホールディングス株式会社(E04097)

発行登録追補書類(株券、社債券等)

本社債に関して社債権者に通知する場合の公告は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社定款所定の新聞紙及び東京都、大阪市で発行する各 1 種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

7. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

8. 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4.(1)を除く。)の変更は、法令に定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。
- (2) 前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

9. 社債権者集会

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に規定する種類をいう。)の社債(以下本種類の社債と総称する。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)6.に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、横浜市においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。) の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社に提 示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の 社債権者集会の招集を請求することができる。

10.費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

- (1) 本(注)6.に定める公告に関する費用
- (2) 本(注)9.に定める社債権者集会に関する費用

11. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件	
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	4,200	1 . 引受人は、本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	3,300		
三菱 U F J モルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	1,300	2.本社債の引受手数料は額面100円につき金45	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	1,200	銭とする。	
計	-	10,000	-	

(2)【社債管理の委託】

該当事項なし

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
10,000	64	9,936

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額9,936百万円は、全額を2026年1月28日に償還期日が到来する第34回無担保社債の償還資金の一部に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第156期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月28日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度 第157期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 2024年11月13日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(2025年6月13日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年7月4日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書(以下有価証券報告書等という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日(2025年6月13日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、そのうち有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載されている「第6次中期経営計画(2022年度~2024年度)」は2024年度をもって終了し、2025年度を初年度とする「第7次中期経営計画(2025年度~2027年度)」を2025年4月25日に公表しており、本発行登録追補書類提出日現在においてもその見通しに変更はありません。当該事項を除き、有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

相鉄ホールディングス株式会社

(横浜市西区北幸一丁目3番23号)

(注)上記は登記上の本店所在地であり、本社業務は下記本社事務所において行っております。 (本社事務所)横浜市西区北幸二丁目9番14号

EDINET提出書類 相鉄ホールディングス株式会社(E04097) 発行登録追補書類 (株券、社債券等)

第四部【保証会社等の情報】 該当事項なし